

「世界レベルのイノベーション思考を実装したAIモデルを活用した 創業希望者・スタートアップ等への支援業務」公募型プロポーザルの実施に係る質問への回答について

No	資料	大項目	小項目	質問	回答
1	(別添1)募集要項	9 提案の審査・選定等	(2) 審査基準	「独自性」の審査基準にある「周知」とは、誰から誰に対し、何を宣伝することを指しますでしょうか？	京都スタートアップエコシステムの発展のため、当事業の実施成果を市民や全国のスタートアップや関係機関等にPRしていくことを想定しています。
2	(別添2)仕様書	4 業務内容・要件	(1) 業務内容	「イ AIモデルの効果的な活用に係る支援」「ウ 活用結果の分析及び報告会の開催」について、各回現地での開催となるでしょうか。また、オンラインでの開催は可能でしょうか。ウ スタートアップ等への支援 に記載がある「※ 対象者全員に助言を行うのではなく、具体的に助言する人数や方法(個別相談、イベント形式)は、上限時間(月4時間程度)の中で、本市と協議の上、決定する。」は本項に関しても適用されるでしょうか。	報告会については、1回のみ、原則として市職員及び産業支援機関職員を対象と想定しており、現地(京都市内)での開催を想定しています。上限時間(月4時間程度)の枠内で実施を想定しています。
3	(別添2)仕様書	4 業務内容・要件	(1) 業務内容	ア(AIモデルの提供)について 提供するAIシステムは、既に市販されているサービスに限らず、本業務の要件に適合するよう構築したクラウドサービスの提供でも差し支えないでしょうか。また、その場合、履行期間内における段階的な機能拡充(初期版提供後の機能追加)は許容されますでしょうか。	契約開始日(8月1日)からの利用を想定しています。ただし、随時機能を修正や改善いただくことは可能です。
4	(別添2)仕様書	4 業務内容・要件	(2) AIモデルの要件	「汎用の生成AIでは取得不可能なスタートアップの起業支援や成長支援に資する一次情報」とは、インターネット上の情報や既に汎用型の生成AIが学習していると考えられる情報以外を指すという理解で間違いないでしょうか。※弊社が新規事業開発・および新規事業開発支援をしてきた実績で蓄積してきたナレッジの投入を予定している。	そのような認識で間違ございません。
5	(別添2)仕様書	4 業務内容・要件	(2) AIモデルの要件	セキュリティ要件である「ユーザー認証」において、GoogleやMicrosoftなど貴庁既存のアカウントを使用することは可能でしょうか。	ユーザー認証に本市の既存アカウント(Google、Microsoft)を利用した認証処理はセキュリティ対策上利用出来ません。職員の外部メールアドレスを利用した認証で検討ください。
6	(別添2)仕様書	4 業務内容・要件	(2) AIモデルの要件	ア(機能要件)について「汎用の生成AIでは取得不可能な一次情報」の取得・分析にあたり、貴市又は産業支援機関が保有するデータ(過去の支援記録等)の提供を前提とした提案は可能でしょうか。可能な場合、提供いただけるデータの範囲・形式をご教示ください。	当項目で記載の一次情報とは、本市の保有する情報ではなく、5に記載したような候補事業者側の保有する情報を想定しています。
7	(別添2)仕様書	4 業務内容・要件	(2) AIモデルの要件	ア(機能要件)について「スタートアップ分野の実務経験者が、AIの分析結果を検証し、必要に応じて修正および再評価を行う仕組み」について、実務経験者の関与の形態(体制、方法、頻度等)に特段の指定はなく、要件の趣旨を満たす具体的な仕組みは提案者の提案に委ねられると解してよろしいでしょうか。	そのような認識で間違ございません。
8	(別添2)仕様書	4 業務内容・要件	(2) AIモデルの要件	カ(セキュリティ)について IPアドレス制限の対象は、市庁舎ネットワークからのアクセスのみを想定されていますか。産業支援機関の職員やリモート環境からの利用も想定される場合、想定される接続元の種類をご教示ください。	市庁舎ネットワーク及びリモート環境からの利用のみを想定しています(産業支援機関は含まない)。また、リモート環境からの接続の場合でも本市ではマジックコネクト(MagicConnect)を利用しているため、接続元としては市庁舎ネットワークからのアクセスと同一となります。
9	(別添2)仕様書	4 業務内容・要件	(3) AIモデルの効果的な活用に係る支援の要件	ウ(スタートアップ等への支援)について「(3)アイの支援を含め、月に4時間程度の支援」とありますが、この4時間程度には、(3)ア(市職員への導入・管理に係る伴走支援)および(3)イ(施策分析・立案等に係る支援)に要する時間が含まれると解してよろしいでしょうか。	そのような認識で間違ございません。
10	(別添2)仕様書	4 業務内容・要件	ウ(助言対象プログラム)	中高生アントレサークル等、未成年の支援対象者が関与するプログラムにおいて、対象者の個人情報や作成資料をAIモデルへ入力することは想定されていますか。入力可否のルールは貴市が定めるものと解してよいのか、受託者からの提案を求めるものか、ご教示ください。	本市が対象者の許可(場合によっては個人情報等を含む)を得た上で、AIモデルに資料を入力することを想定しています。
11	(別添2)仕様書	4 業務内容・要件	(4) 活用結果の分析及び報告会の開催に係る要件	「ア 支援結果の分析」「イ 報告会の開催」に関しては、最低1回以上の開催・提出でよいでしょうか。また、開催の日時・内容に関する制約事項はないでしょうか。	報告会については、1回のみ、原則として市職員及び産業支援機関職員を対象と想定しており、現地(京都市内)での開催を想定しています。
12	(別添2)仕様書	7 その他留意事項	—	「(8) 本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。本業務により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。」について、受託者が従前より保有しているノウハウ・アセット等の著作物については、受託者に帰属する認識で相違ないでしょうか。	そのような認識で間違ございません。
13	(別添2)仕様書	7 その他留意事項	—	「(10) 本業務により生じた収入については、本市が収入するものとする。」について、「本業務により生じた収入」とは、具体的にどのような収入を想定されていますでしょうか。想定される収入の類型(例:参加費、コンサルティング対価、成果物のライセンス収入等)	有料イベントを開催する場合の参加費等を想定しています。